

2.3 社団法人 日本建築学会選挙規則

昭和26年9月22日評議員会決
昭和29年5月20日評議員会改正
昭和30年5月16日評議員会改正
昭和33年9月17日評議員会改正
昭和43年8月15日評議員会改正
昭和52年3月29日評議員会改正
昭和56年5月20日評議員会改正
昭和63年3月23日評議員会改正
1998年1月12日 評議員会改正
1999年9月29日 評議員会改正

第1章 総則

第1条(適用の範囲)会長・副会長・支部長・監事および代議員の選挙は、定款に定めるところによるほか、この規則によって行う。

第2条(選挙執行者)前条の選挙中、支部長を除く選挙の執行者は会長とし、支部長の選挙にあつては、当該支部長をもって執行者とする。

第3条(選挙の管理)会長・副会長・監事および代議員の選挙は、選挙管理委員会が、支部長の選挙は各支部に置かれた支部選挙管理委員会が、それぞれ管理する。

第4条(選挙の方法)選挙は正会員の投票によって行う。個人はその在住地域において、その在住地域の候補者に対して1名が1票を行使する。また法人はあらかじめ定められた代表者がその在住する地域において個人同様1票の投票権を持つものとする。

2. 選挙管理委員会は、通常選挙にあつては退任する役員・代議員の任期満了までに、補欠選挙または、第7条第2項の規定によって生ずる再選挙にあつては、これを行うべき事由を生じてから3か月以内に選挙が終了するよう選挙期日を定め、これを有権者に通知すると共に、所定の投票用紙を送付しなければならない。

3. 投票者は、前項の投票用紙に選出しようとする者の氏名を自ら記載し、これを選挙管理委員会へ選挙期日までに到着するように郵送しなければならない。

第5条(投票の効力)投票の効力は選挙管理委員会が決定する。この決定に当たっては第2項および第3項の規定に該当しない限りにおいて、投票者の意志が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

2. 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

(1) 第4条第3項の規定に違反するもの

(2) 選挙期日後に到着したもの(開票前に到着したもので選挙期日までの消印のあるものは有効とする)

(3) 何人を記載したかを確認し難いもの

3.連記投票の場合は、所定の員数を越えて記載したものは、その全部を無効とする。記載した氏名のうちの一部が、何人を記載したかを確認し難いときは、その部分のみを無効とする。同一の氏名を重複して記載したものは、1個の記載とみなす。

4.同一の氏名、氏または名の候補者が2人以上いる場合において、そのいずれかを区別し難い投票は、当該候補者の他の有効投票に按分して、それぞれ加えるものとする。この場合は1票未満の端数は切り捨てる。

第6条(当選人の決定)別段の定めのある場合を除いて、有効投票の得票数の多い順位によって当選人を決める。得票数が同一の場合は、選挙管理委員会が抽せんによってその順位を決める。

2.選挙管理委員会は、当選人が決定した場合には、これを会長(支部長の選挙にあっては会長および当該支部長)に報告し、また会誌に公告しなければならない。

第7条(当選の無効)当選人が定款第19条に定める被選挙者の資格を欠くに至った場合においては、当選は無効とし、会長にあっては、残った候補者によって再選挙を行い、副会長・監事または代議員にあっては、第13条の規定に拘らず、次点者をもって充てる。ただし、副会長にあっては選任に際しての所属および居住地の変更、代議員にあっては居住地の変更のみによって、その資格を失わない。

2.有権者は、選挙がこの規則に違反して行われたことを理由に当選人の決定に異議のある場合は、当選人の決定後2か月以内に選挙管理委員会に文書をもって異議の申立をすることができる。この場合に選挙管理委員会は、それが選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあると認めるときは、選挙の全部または一部の無効を決定する。

3.前項の規定による当選の無効の決定があったときは、前条第2項の規定を準用する。

第8条(記録の保存)選挙管理委員会は投票の記録を作成し、全投票とともにこれを当該選挙にかかる役員・代議員の任期間保存しなければならない。

第2章 選挙管理委員会

第9条(委員会の任務)この会の役員・代議員選挙を公正に執行管理するため、本部には会長の補佐機関として選挙管理委員会を、また各支部には支部長の補佐機関として、それぞれ支部選挙管理委員会を置く。

第10条(選挙管理委員会)選挙管理委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 会長が理事の中から指名したもの 2名

(2) 総会が次期留任代議員の中から選出したもの 3名

(3) 会長が前各号の役員・代議員以外の正会員の中から指名し、総会の承認を得たもの 2名

2.前項第1号の委員の任期は当該理事の任期中とし、前項第2号および第3号の委員の任期は、毎年6月から翌年5月までとする。ただし、補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3.選挙管理委員会に委員長1名を置く。

4.委員長は、委員の互選による。

5. 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を総理する。
6. 選挙管理委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
7. 選挙管理委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
8. 委員がこの規則による選挙の候補者となったときは、選挙の決定まで委員の資格を停止し、当選決定の場合は委員の資格を失う。
9. 前項の場合、会長が委員会の運営上支障ありと認めるときは、停止した委員の数以内の人数を第1項の定めによらないで理事会の議を経て、正会員の中から会長が期間を定めて臨時に委員を委嘱することができる。

第11条(支部選挙管理委員会)支部選挙管理委員会の組織および運営は、各支部の定めるところによる。

2. 支部の選挙に関する規程の設定、または変更した場合においては、理事会の承認を必要とする。

第3章 会長・副会長および監事の選挙

第12条(候補者の選出)会長・副会長または監事の選挙の候補者の選出は、それぞれ定款第19条第1項、第2項および第3項に定める被選挙者の資格を有する者につき、全代議員が2名連記投票を行い、その第1順位に記載した者を2票、第2順位に記載した者を1票として計算した得票数により5名を選出するものとする。ただし、その最下位に得票数の同一の者がいるときは、そのすべてを候補者とする。

2. 前項の場合に、投票期日現在において定款第19条第1項、第2項および第3項に定める被選挙者の資格を欠く者に対する投票は無効とし、それが第1順位であるときは、第2順位のものを第1順位とみなす。また1名のみを記載した投票は第1順位とみなす。

3. 候補者の選出に関しては、第4条から第8条までの規定を準用する。

第13条(選挙の方法)会長・副会長または監事の選挙は、前条の規定によって選出された候補者について、それぞれ全代議員が単記投票を行い、次の各号によって当選人を定める。

2. 会長および副会長の選挙

- (1) 全代議員数の2分の1を超える有効投票の得票者を当選人とする。
- (2) 前項の当選人なき場合は、全代議員数の3分の1以上の有効投票の得票者を当選人とし、当選人2名以上の場合はその全員、また、当選人なき場合は得票2位までの全員を候補者として決選投票を行い、その有効投票の最多数を得た者を当選人とする。

3. 監事の選挙

有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

第4章 支部長の選挙

第14条(選挙権)支部長選挙の選挙権は、毎年3月1日現在の当該支部地域在住の正会員でなければ行使することができない。

2. 定款第10条の規定によって会誌の送付を停止された者は、支部長選挙の選挙権を行使することができない。

第15条(選挙方法)支部長の選挙方法は、定款およびこの規則に定めるもののほか、支部の定めるところによる。

第5章 代議員の選挙

第16条(選挙権)代議員選挙の選挙権は、毎年3月1日現在の当該選挙地区在住の正会員でなければ行使することができない。

2.定款第10条の規定によって会誌の送付を停止された者は、代議員選挙の選挙権を行使することができない。

第17条(選挙地区)代議員選挙地区は次の9地区に分け、日本建築学会一般規則第18条の地域による。

- 第1区 北海道支部地域
- 第2区 東北支部地域
- 第3区 関東支部地域
- 第4区 東海支部地域
- 第5区 北陸支部地域
- 第6区 近畿支部地域
- 第7区 中国支部地域
- 第8区 四国支部地域
- 第9区 九州支部地域

第18条(代議員の定数)各選挙区の代議員の定数は、各選挙地区在住正会員の数を勘案の上理事会が決定する。

2.前項の決定にかかわる選挙地域別定数は、附則による。ただし、5か年ごとに見直すものとし、原則として5か年間は変更しない。

3.第1項の代議員の定数が前回より減少した場合に、留任代議員の数が前回の定数の2分の1を越えるときは、その在任中に限り、超過員数を前回の定数に加えたものをもって代議員の定数とする。

4.第1項の代議員の定数が前回より増加した場合に、留任代議員の数が前回の定数の2分の1に満たないときは、その在任中に限り、欠員は補充しないものとする。

5.毎年選挙する代議員の選挙地域別定数は、第2項の定数の2分の1とする。

6.代議員は、その選出された選挙地区外に住所を変更した場合でも、選出された選挙地区の定数に含まれるものとする。

第19条(候補者)定款第19条第8項に定める被選挙者の資格を有する者は、代議員の選挙に立候補し、または正会員より推薦されて候補者となることができる。ただし法人会員はあらかじめ定められた代表者の在住する地域において立候補し、または推薦されて候補者となることができる。その候補者は代表者になるものとする。

2.立候補者または推薦者は、候補者を毎年11月30日までに、候補者の在住する地区の支部に届けなければならない。

3.支部長は、支部の定めるところにより、前項の届出のあった候補者を含め、当該選挙地区で選挙すべき代議員の数を超える候補者を定め、これを毎年12月10日までに本部の選挙管理委員会に通知しなければならない。

4.選挙管理委員会は、候補者の名簿を作成し、これを投票用紙と共に有権者に送付しなければならない。この場合に、前項の候補者のうち、12月10日現在およびその以後において定款第19条第8項に定める被選挙者の資格を欠く者があるときは、これを候補者の名簿より除くものとする。

第20条(選挙の方法)代議員選挙は、前条の候補者名簿に記載された者の中から第18条第5項に定める代議員数の4分の1を連記投票によって行う。ただし、端数は、切上げて1名とみなす。

第21条(代議員補欠者)代議員選挙においては、各選挙地区ごとに次点者のうちから得票順に代議員補欠者を選出しなければならない。

2.前項の代議員補欠者の数は、当該地区の代議員の定数が10名以内のときは2名、10名をこえるときは3名とする。

3.代議員補欠者の資格の有効期間は、次期代議員選挙までとし、その間に代議員の欠員を生じたときは、代議員補欠者のうちから得票順によって補充する。ただし、その補充者をもって足りないときは、欠員のままとし、最近の選挙のときに補充する。この補充のための人数は第18条第5項の数に加える。

4.代議員補欠者が、選出された選挙地区外に住所を変更したときは、その資格を失う。

< 役員選挙規程 >

附則(い)

- 1.この規程は昭和29年6月1日から施行する。
- 2.日本建築学会規則第16条から第20条までを削除する。

附則(ろ)

- 1.この規程は昭和30年6月1日から施行する。

< 役員選挙規則 >

附則(い)

- 1.この規則中第5章の評議員の選挙に関する規定は昭和34年4月1日から実施することとし、その他は昭和33年12月1日から施行する。

附則(ろ)

- 1.第19条3項による改正は昭和43年8月15日から実施する。

附則(は)

- 1.第14条1項、第18条1項～6項および第19条2項、3項による改正は昭和52年4月1日から実施する。

- 2.第18条2項の選挙地域定数は下記により昭和52年度より実施する。

第1区	北海道支部地域	6名
第2区	東北支部地域	8名
第3区	関東支部地域	50名

第4区 東海支部地域	12名
第5区 北陸支部地域	4名
第6区 近畿支部地域	18名
第7区 中国支部地域	8名
第8区 四国支部地域	4名
第9区 九州支部地域	10名
計	120名

附則(に)

1. 第4条1項および第19条1項の改正は昭和56年6月19日から実施する。

附則(ほ)

1. 第7条1項および第12条1項～2項の改正は昭和63年9月28日から実施する。

附則(へ)

(1991年7月16日理事会決)

1. 第18条2項の選挙地域定数は下記により1991年度より実施する。

第1区 北海道支部地域	6名
第2区 東北支部地域	8名
第3区 関東支部地域	50名
第4区 東海支部地域	12名
第5区 北陸支部地域	6名
第6区 近畿支部地域	18名
第7区 中国支部地域	6名
第8区 四国支部地域	4名
第9区 九州支部地域	10名
計	120名

附則(と)

1. 第4条、第13条、第19条3項、第20条の改正は1998年1月12日から実施する。

<選挙規則>

附則(い)

1. この規則は1999年11月1日から施行する。

.....
<1996年5月13日理事会決>

本規則第18条に基づく評議員定数の見直しについて、審議・検討の結果、1996年においては見直しを見送ることとし、向こう5年間は現在の定数とすることとした。

<2001年5月15日理事会決>

本規則第18条に基づく代議員の選挙地区別定数の見直しについて、審議・検討の結果、代議員の選挙地区別定数は今後5年間は現行の定数とすることとした。